

地震発生時のご対応

● 地震のときは、身の安全を最優先に確保してください

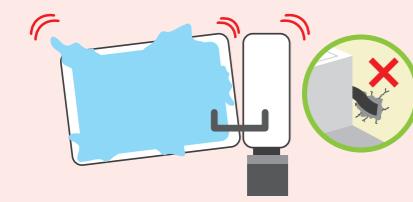
震度5相当以上の地震の場合は、ガスマーター

(マイコンメーター)が自動的にガスをしゃべり断します。あわてず落ち着いて行動しましょう。



地震のあと、ガスをふたたび使う前に確認してください

- ガスマシン周辺でガスのにおいがないか。
- ガスマシン本体に変形や破損などの異常がないか。



- ガス接続具が正しく接続されているか。(接続具にはずれがないか目視で確認してください)



- 煙突式などの屋内外の給排気設備に異常がないか。(はずれ・へこみ・穴あきがないか目視で確認してください)



- 給気口がふさがっていないか。

ガス漏れ発生時のご対応

● もしもガスくさいと感じたら

①室内の火はすべて消し、着火源となるコンセントやスイッチに触れないでください。また、換気扇は回さないでください。



②窓や扉を開けて換気してください。

③ガス栓・メーターガス栓を閉めてください。



④導管事業者へ連絡してください。

点検を受けるまではガスを使わないでください。

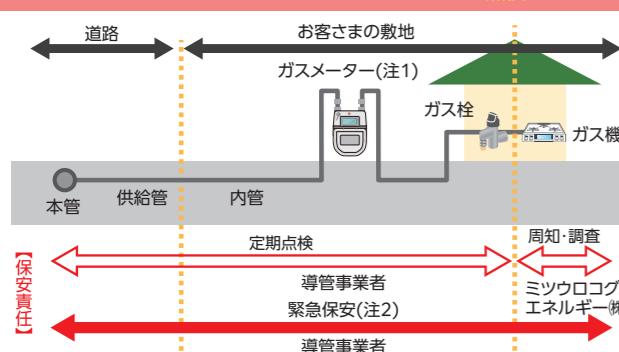
※ガス警報器が作動した場合も同様です。

※地下街や地下室でガスもれに気づいた場合は、管理人や消防署へもご連絡ください。



△ 導管事業者の主な保安体制

- 24時間・365日の保安体制
ガスもれ、ガス事故などの緊急時に備えて、係員が待機しています。
- 保安点検
法令に基づき定期的にお客様宅にお伺いし、ガスもれ点検を行っています。



緊急連絡先 (365日24時間)

東京ガスエリア
東京ガス ガス漏れ通報専用電話
ナビダイヤル 0570-002299 | ナビダイヤルが使えない場合 03-6735-8899

京葉ガスエリア
京葉ガス ガスもれ専用電話
ナビダイヤル 0570-047931 | ナビダイヤルが使えない場合 047-325-1049

東邦ガスエリア
東邦ガス 緊急保安センター
愛知県 052-872-9238
三重県 059-224-0225
岐阜県 058-272-0088
耳や言葉の不自由なお客さま
FAX 052-872-8297
お名前・ご住所・ご住所の目標・その場の状況をご記載ください

大阪ガスエリア
大阪ガス ガス漏れ通報専用電話番号
大阪市内 0120-(0)-19424
大阪市以外の大坂府南部・和歌山県 0120-(3)-19424
大阪市以外の大坂府北部・奈良県 0120-(5)-19424
兵庫県 0120-(7)-19424
京都府・滋賀県 0120-(8)-19424
耳や言葉の不自由なお客さま
FAX 0120-(6)-19424
お名前・ご住所・ご住所の目標・その場の状況をご記載ください

西部ガスエリア
西部ガス ガスもれ専用ホットライン
福岡地区 092-631-0919
北九州地区 093-592-0919

(注1)ガスマーターは導管事業者の資産です。
(注2)ミツウロコグリーンエネルギー(株)、導管事業者と連携・協力する体制になっています。

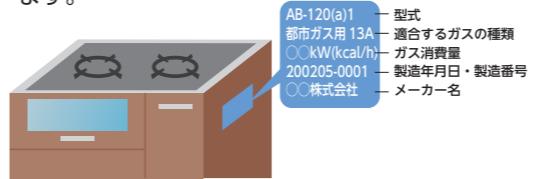
都市ガスガイド



都市ガスを使うときの注意点

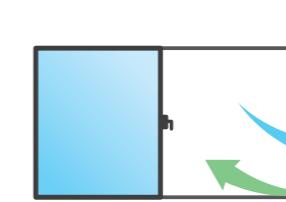
● 都市ガス用13Aのガス機器を使用してください

13Aのガスをお届けしています。ガスの種類とガス機器が合っているか、必ずガス機器に貼られているラベルを確認ください。ガスの種類と合っていないと、不完全燃焼による一酸化炭素中毒または異常燃焼による火災の原因となります。



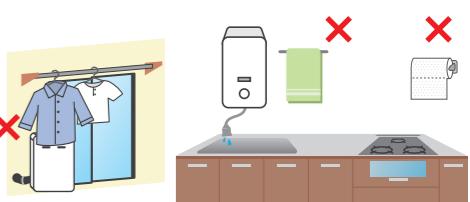
● お部屋の換気を忘れないでください

室内でガストーブなどのガス機器を使用するときは、換気扇を回す・窓を開けるなど十分に換気をしてください。酸素が不足し不完全燃焼がおこると危険な一酸化炭素が発生します。



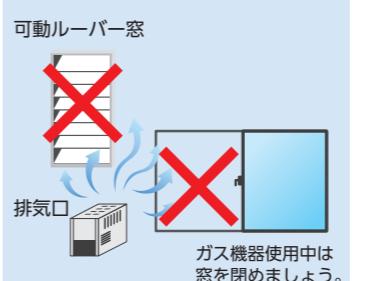
● ガス機器の取扱説明書をよくお読みください

安全に効率よく使用するために、日常的な点検方法や可燃物との離隔距離などをご確認ください。ガス機器本体や排気口付近に燃えやすいもの置くと、炎や排気の熱で発火し、火災の原因となるおそれがあります。

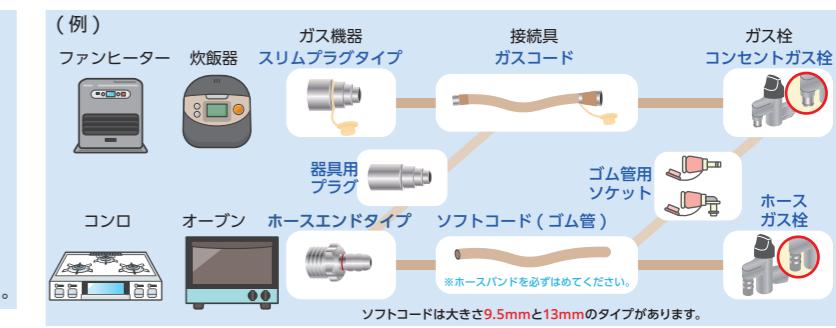


● 室内への排気の流入に注意してください

ガス機器・給排気口の付近に窓がある場合、建物開口部(窓・換気口など)から、排気が室内に流入し、不快なにおいがしたり気分が悪くなることがあります。設置状況によっては、ガス機器などの移設が必要な場合があります。

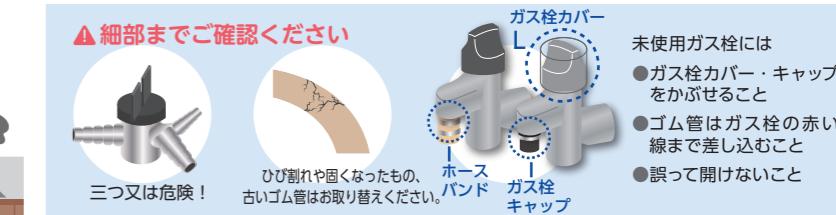


● ガス機器を接続するときは形と大きさを確認してください



ガス機器を購入される際に、接続口の形と大きさを確認いただき、必ず取扱説明書をよく読んでから、接続してください。上記以外の接続方法については、ガス機器購入店へお問い合わせください。

形状やサイズが合っていないものを接続した場合、接続箇所からガスもれ、着火・爆発の原因となるおそれがあります。



● 調理中はガス機器から目を離さないでください

別の用事がある場合は、いったん火を止めましょう。

揚げもの調理やグリル使用時にその場をはなれると、過熱に気づかず火災の原因になるおそれがあります。

揚げもの調理は、調理油過熱防止装置(センサー)の付いている方で行ってください。



警報器について

● 一酸化炭素中毒に注意しましょう

一酸化炭素は、無色無臭。気づきにくく、毒性は強力で、少量の吸引も危険です。

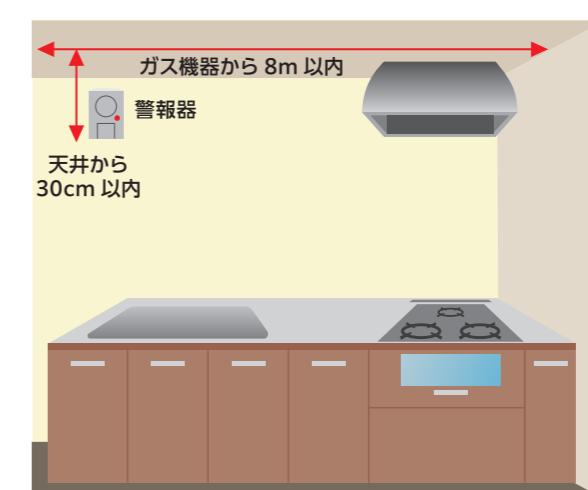
重症になると、脳細胞を破壊したり、意識不明になります。死亡にいたることもあります。



ガス・一酸化炭素(CO)警報器

ガスもれや不完全燃焼により一酸化炭素が発生した場合、ランプと警報音でお知らせします。火災の発生をお知らせする機能のついた警報器もあります。

● ガス警報器は正しくセットし、正しく使用してください



換気扇・ドア付近など風通しの良いところや、気流の流れが妨げられる食器棚などの家具上部の設置は避け、右図のように天井に近い場所へ設置し、周りに遮へい物がないことを確認してください。また、電源プラグは常時コンセントに差し込んでおきましょう。

警報器の交換期限は5年です。交換時期を過ぎていないか確認しましょう。

重要なお知らせ

● 小型湯沸器をご使用のお客さまへ

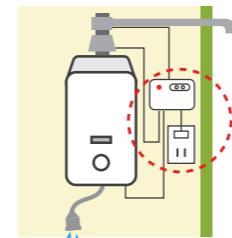
● 使用中は必ず換気扇を回す・窓を開けるなど、換気をしてください。また、お風呂・洗濯機への給湯、シャワー・洗髪などの長時間連続使用はおやめください。換気不足や誤った使用は不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となります。

● 使用中の消火や本体の部分的な黒い変色、不快なにおい、炎のあふれ、異常な加熱などの現象がある場合は不完全燃焼のおそれがあります。再点火を繰り返さず使用を中止し、ガス機器購入店または修理店にご連絡ください。

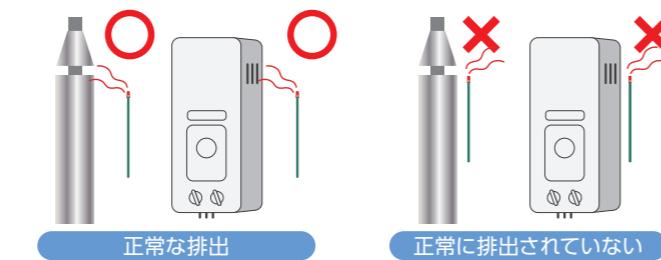


● 排気ファン付きの機器をご使用のお客さまへ

● ご使用の際には、必ず排気ファンが回っていることを確認してください。特に電源コンセント、コントロールボックスの結線は安全装置が働かないおそれがありますので絶対に抜かないようにしてください。



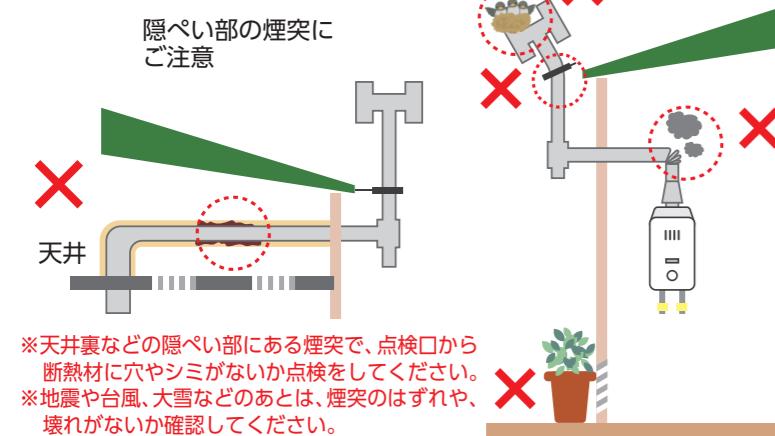
● 排気が正しく行われているかご使用中、線香などの煙でご確認ください。



● 煙突式風呂がま・湯沸器をご使用中のお客さまへ

● 煙突や給気口などをときどき点検してください。

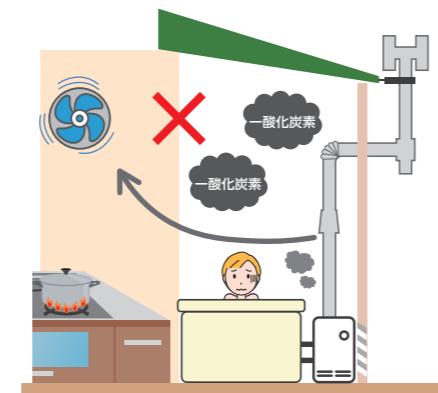
- 1 鳥の巣など異物などで詰まっていますか？
- 2 固定金具がなかつたり、グラついていませんか？
- 3 穴あきやはずれがありませんか？
- 4 給気口や換気口がふさがれていませんか？
- 5 不快なにおいがしませんか？



● 使用中の不快なにおいは排気があふれている可能性がありますので、使用を中止し、ガス機器購入店または修理店にご連絡ください。

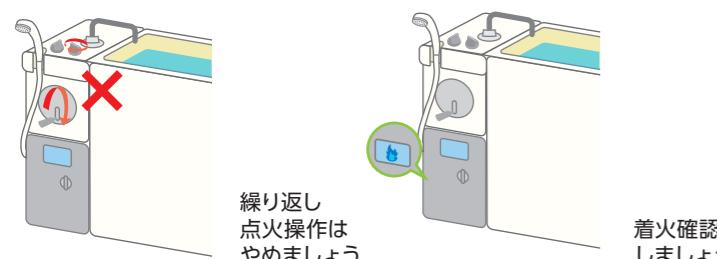
● お風呂を沸かしているときに換気扇を回すと、風呂がまの排気が浴室に逆流し、一酸化炭素中毒をおこすおそれがありますので、換気扇を回さないでください。

● 屋外設置式または密閉式、不完全燃焼防止装置付きの安全なガス機器へお取り替えをおすすめします。



● 浴室内に設置されている風呂がまをご使用のお客さまへ

● 壁貫通部にある排気筒と壁の間に隙間がないかご確認ください。
● 口火（たね火）がつかない際に、繰り返し点火操作するとガスがたまります。
● 爆発着火や故障の原因になり、大変危険ですので使用を中止しましょう。



● 業務用設備でガスをお使いのお客さまへ

● 理美容室など特殊な薬品を使用する場所では屋外設置式または給排気を排気筒（煙突）で行う密閉式ガス機器をおすすめします。
● ガスもれ警報設備及び自動ガス遮断装置の定期的な点検（有償）を行ってください。

危険を感じたときは

お客様をすぐに安全な場所に誘導してください。
あわてずに！あせらずに！身の安全を確保したうえで
迅速に使用中のガス機器を止め、ガス栓を閉めてください。

- ガス風呂がまや湯沸器を設置する際には、国で定められた資格が必要です。
- 法令により適切な給排気設備の取り付けが義務付けられています。
- 煙突や給気口など「給排気設備」に不備があると一酸化炭素中毒をおこし、死亡事故につながるおそれがあります。
- ガス機器使用中の不快なにおい・炎のあふれ・機器本体の異常な加熱などの現象がある場合は使用を中止し、ガス機器購入店または修理店にご連絡ください。

安心してガスをご使用していただくために

● より安全性の高い機器へのお取り替えをおすすめします

センサーコンロ

現在製造されているコンロには、立ち消え安全装置、調理油過熱防止装置、消し忘れ消火機能、早切れ防止機能など、安全便利機能が搭載されています。



接続具

赤・青ゴム管、又は絹巻ラセン管をご使用のお客さまは、耐久性が向上したソフトコード又はガスコードにお取替えください。



※小型湯沸器やビルトインコンロなどのガス機器とガス栓を接続する工事は専門の技術が必要です。専門業者までご依頼ください。
※ガス機器を安全にご使用していただくために、定期的な点検（有償）をおすすめします。

（例）



ファンヒーター



小型湯沸器

金網ストーブは不完全燃焼防止装置付ファンヒーターへのお取り替えをおすすめ

● 赤熱面（金網部分）に変形や、やぶれなどの異常がある場合は、不完全燃焼をおこし、一酸化炭素中毒の原因となるおそれがあります。



● 「特定保守製品」をご購入されたお客さまは、「長期使用製品安全点検制度」の対象となります

この制度では、経年劣化による重大事故のおそれが多い以下の製品を特定保守製品に指定しています。対象製品を購入した際は、所有者登録を行ってください。登録するとリコールなど製品安全に関するお知らせや、適切な時期にメーカーから点検通知が届きますので、点検（有償）を受けましょう。

対象製品 (特定保守製品)	都市ガス・LPガス	石油	電気
●屋内式ガス瞬間湯沸器	●石油給湯器	●石油風呂がま	●ビルトイン式電気食器洗浄機
	●FF式石油温風暖房機	●屋内式ガス風呂がま	●浴室用電気乾燥機
※機器本体またはリモコンに「特定保守製品」と表示されています。			

● 屋内に設置されているガス機器のほか、屋外に設置されている製品や平成21年4月1日より前に製造・輸入された対象製品についても点検可能ですので、メーカーにお問い合わせください。

● 賃貸住宅などで設置・所有している場合には、家主さまが所有者登録・点検のお申し込みをしてください。

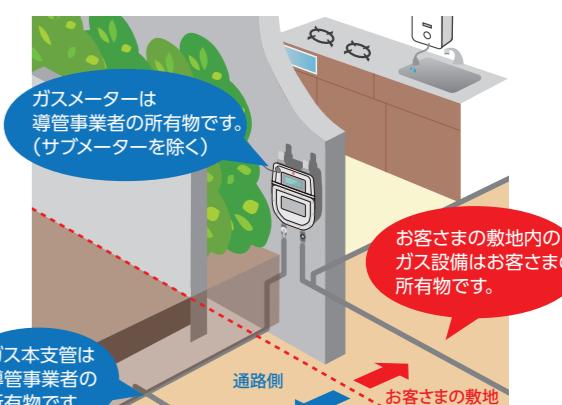
● 所有者登録にご不明な点がございましたら、特定製造事業者（メーカー）へお尋ねください。

● 本制度のお知らせは、経済産業省ホームページでご覧いただけます。

http://www.meti.go.jp/product_safety/ もしくは [製品安全ガイド](#) 検索

● 古いガス管はお取り替え下さい

敷地内のガス管はお客さまの所有物となります。経年劣化により腐食・漏えいのおそれがあります。安全のため定期的な点検・交換をお願いします。お取替えは有償となります。現在ガス管の材料として使用されているポリエチレン管や被覆鋼管は、腐食や地震に強く、地震対策としても有効です。改修や敷地内を掘る工事をされるときは導管事業者へご連絡ください。



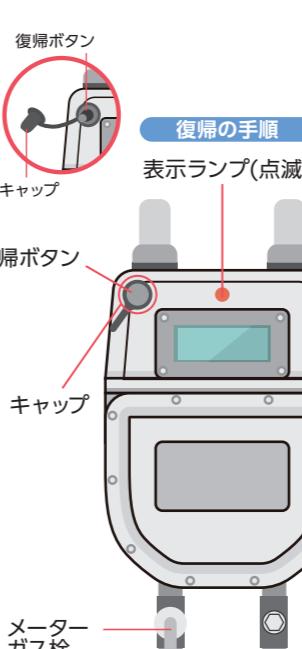
ガスが止まったときの対応

● ガスが出ないときには、ガスメーターをご確認ください

ガスメーターの表示ランプが点滅している場合は、安全装置が作動しています。ガス機器・接続具・給排気設備に不具合がないことを確認してから復帰の手順を行ってください。正常に復帰しない場合や、不明な点がある場合は導管事業者へ連絡してください。

安全装置がはたらく条件

- 大きな地震が発生した場合
- 多量にガスがもれた場合
- ガスの圧力が所定の値より低くなった場合
- ガス機器を長時間使用した場合



すべてのガス機器を止めてください。

復帰ボタンのキャップを手で左に回し、キャップをはずしてください。

復帰ボタンを奥までしっかりと押して、表示ランプが点灯したらすぐ手を離してください。

ガスを使わずに約3分間お待ちください。
その後、表示ランプの点滅が消えていれば、ガスが使えます。復帰ボタンのキャップを取り付けてください。